



福島医発第 2545 号 (地)
令和 6 年 12 月 23 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

じん肺標準エックス線写真集改定案に対する意見募集の周知について

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

じん肺法第 4 条では、申請者から提出された胸部エックス線写真の像は第 1 型から第 4 型までに区分されるものとされており、その際の判定においては、「じん肺標準エックス線写真集」(最終改定：平成 23 年)を用いて行うこととされておりますが、平成 29 年から令和元年度にかけて行われた厚生労働科学研究費補助金による研究報告書において、じん肺診査を円滑に行う上で「じん肺標準エックス線写真集」に写真の整理及び追加が望ましい症例があるという知見が得られております。

このような状況を鑑み、厚生労働省において「じん肺標準エックス線写真集の改定等に関する検討会」が設置され、令和 5 年 11 月から令和 6 年 3 月にかけて「じん肺標準エックス線写真集」を改定する必要性等が検討され、石綿肺、軽度の不整形陰影画像を含む 16 症例を現行の 22 症例に追加し、計 38 症例とする改定を行うこととなり、労働政策審議会安全衛生分科会じん肺部会において、当該方針が了承されました。

今般、写真集の改定を行うにあたり、標記の意見募集(パブリック・コメント)が実施されることとなりましたので、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますと共に、貴会会員へのご周知方につきまして、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件パブリック・コメントの実施の詳細につきましては、厚生労働省ホームページに掲載され、意見募集につきましては、令和 7 年 1 月 17 日(金)までに e-Gov ポータルサイトにて行われております。ご意見がある場合は、下記の意見募集ページまたは郵送にてご投稿いただきますよう、お願い申し上げます。

記

【厚生労働省「じん肺標準エックス線写真集改定案に関する意見募集について」】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/00001165493.html>

【e-Gov ポータルサイト】

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDDETAIL&id=495240265&Mode=0>

【郵送先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

じん肺担当 宛て

令和 6 年 12 月 17 日

都道府県医師会
産業保健担当理事殿

日本医師会常任理事
松岡 かおり
（公印省略）

じん肺標準エックス線写真集改定案に対する意見募集の周知について

平素より本会会務に特段のご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

今般、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長から小職宛に標記の件についての周知依頼がありました。

じん肺法第 4 条では、申請者から提出された胸部エックス線写真の像は第 1 型から第 4 型までに区分されるものとされており、その際の判定においては、「じん肺標準エックス線写真集」（最終改定：平成 23 年）を用いて行うこととなっています。

平成 29 年から令和元年度にかけて行われた厚生労働科学研究費補助金による研究報告書では、じん肺診査を円滑に行う上で「じん肺標準エックス線写真集」に写真の整理及び追加が望ましい症例があるという知見が得られています。

これを受け、「じん肺標準エックス線写真集の改定等に関する検討会」が設置され、令和 5 年 11 月から令和 6 年 3 月にかけて「じん肺標準エックス線写真集」を改定する必要性等が検討されました。その結果、石綿肺、軽度の不整形陰影画像を含む 16 症例を現行の 22 症例に追加し、計 38 症例とする改定を行うこととなり、労働政策審議会安全衛生分科会じん肺部会において、当該方針が了承されました。

このたび、写真集の改定を行うにあたり、標記の意見募集（パブリック・コメント）が実施されることになりましたので、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますと共に、貴会管下医師会へのご周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件パブリック・コメントの実施の詳細につきましては、厚生労働省ホームページおよび e-Gov ポータルサイトに掲載されております。ご意見がある場合は、令和 7 年 1 月 17 日（金）までに下記の意見募集ページからご投稿いただきますよう、お願い申し上げます。

- 厚生労働省「じん肺標準エックス線写真集改定案に関する意見募集について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/00001165493.html>

- e-Gov パブリック・コメント

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495240265&Mode=0>

（意見募集期間）令和 6 年 12 月 16 日（月）～令和 7 年 1 月 17 日（金）

別添 1、2 は上記ホームページ内にも掲載されております。

事 務 連 絡
令和 6 年 1 2 月 1 2 日

公益社団法人日本医師会 産業保健担当理事 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

じん肺標準エックス線写真集改定案に対する意見募集の周知（依頼）

労働衛生行政の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

じん肺管理区分については、じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）第 13 条第 2 項に定めるとおり、エックス線写真及びじん肺健康診断の結果により決定されるものであり、このうちエックス線写真の像の判定にあたっては、昭和 53 年 4 月 28 日付け基発第 250 号「改正じん肺法の施行について」において、エックス線写真像の区分の判定は、「じん肺標準エックス線写真集」（平成 23 年 3 月。以下「写真集」という。）を用いて行うこととされています。

今般、写真集について、「じん肺標準エックス線写真集の改定等に関する検討会」（令和 5 年 11 月～令和 6 年 3 月。計 4 回）において、新たに症例を追加する旨の結論が得られ、労働政策審議会安全衛生分科会じん肺部会（令和 6 年 3 月）において、当該方針が了承されました。

つきましては、写真集の改定案について、下記のとおり、意見募集を行いますので、貴団体におかれまして、会員のみなさまに周知いただきますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

1 御意見募集期間

令和 6 年 12 月 16 日（月）～令和 7 年 1 月 17 日（金）（必着）

2 意見募集要領

以下のホームページに詳細を記載。

○ 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/00001165493.html>

○ e-Gov ポータル

<https://www.e-gov.go.jp/>

じん肺標準エックス線写真集改定案に関する御意見の募集について

令和6年12月16日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課

じん肺標準エックス線写真集改定案について、下記のとおり、御意見を求めます。

1. 御意見募集期間

令和6年12月16日（月）～令和7年1月17日（金）（必着）

2. 御意見募集対象

じん肺標準エックス線写真集改定案について

なお、じん肺標準エックス線写真集改定案については、下記ホームページに胸部レントゲンのJPEG画像を掲載しております。ダウンロードの上、閲覧ください。

DICOM画像、ならびに参考となるCT画像の閲覧を希望される場合には、厚生労働省（合同庁舎5号館、遠方の場合には応相談）において供覧いたします。下記メールアドレスにDICOM閲覧希望の旨、ご連絡ください。

○ダウンロードページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/00001165492.html>

○メールアドレス

eisei-jinpai※mhlw.go.jp

（送信の際には恐れ入りますが、※を@（半角）に変換し、お送りください。）

3. 御意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。その際、件名に「じん肺標準エックス線写真集改定案に関する意見」と明記して御提出ください。電話での受付はできませんので御了承ください。

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力」より提出を行ってください。

(2) 電子メールを使用する場合

電子メールアドレス： eisei-jinpai※mhlw.go.jp

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課 じん肺担当宛て

※意見の提出を装ってウイルスメールが送信される事案を防ぐため、(1)の電

子政府の総合窓口(e-Gov)を極力ご利用くださいますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。

※スパムメール防止のため、@を※としております。送信の際には恐れ入りますが、@(半角)に変換し、お送りください。

※ウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に直接御意見を御記入ください。

※判別のため、件名は「じん肺標準エックス線写真集改定案に関する意見」と明記して御提出ください。

(3) 郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課 じん肺担当 宛て

4. 御意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記入してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します）。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

じん肺標準エックス線写真集改定案について

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課

1. 改定の趣旨

- じん肺管理区分については、じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）第 13 条第 2 項に定めるとおり、エックス線写真及びじん肺健康診断の結果により決定されるものであり、このうちエックス線写真の像の判定にあたっては、昭和 53 年 4 月 28 日付け基発第 250 号「改正じん肺法の施行について」において、エックス線写真像の区分の判定は、「じん肺標準エックス線写真集」（平成 23 年 3 月。以下「写真集」という。）を用いて行うこととされている。
- 写真集について、「じん肺標準エックス線写真集の改定等に関する検討会」（令和 5 年 11 月～令和 6 年 3 月。計 4 回）において、新たに症例追加する旨の結論が得られ、労働政策審議会安全衛生分科会じん肺部会（令和 6 年 3 月）において、当該方針が了承された。

2. 改定の概要

じん肺審査の一層の円滑化を図るため、写真集について、石綿肺、軽度の不整形陰影画像を含む 16 症例を現行の 22 症例に追加し、計 38 症例とする改定を行う。